

令和4年度 町政懇談会

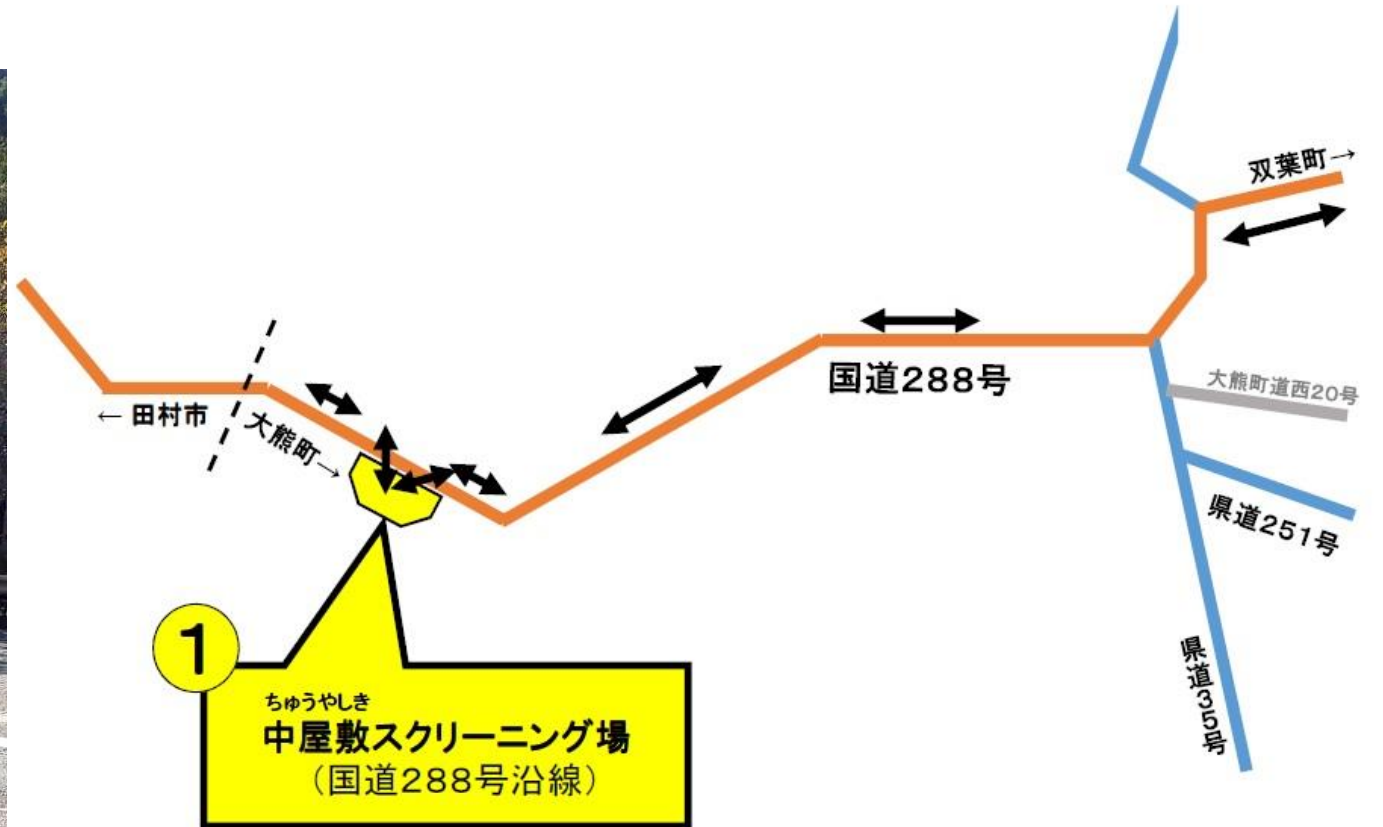
住民生活課 説明事項

説明事項

1. 中屋敷スクリーニング場の廃止について
2. 特定復興再生拠点区域の避難指示解除に伴うバス立入受付の終了について
3. 特定復興再生拠点区域の避難指示解除に伴う一時立ち入りコールセンターの受付の終了について
4. 生活ごみの収集運搬について
5. 旧特定復興再生拠点区域での建物解体の申請について
6. 特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域（中間貯蔵施設区域を除く）への帰還意向調査の状況について

1. 中屋敷スクリーニング場の廃止について

中屋敷スクリーニング場



所在地：大熊町大字野上字小塚地内
※住民一時立入りは、冬期間（令和4年12月19日～令和5年3月10日）は中止。

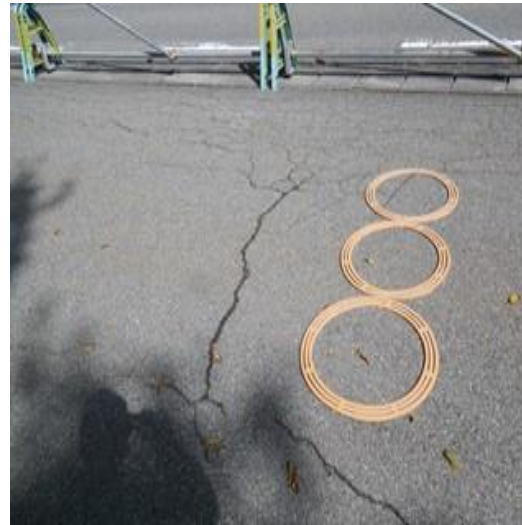
1. 中屋敷スクリーニング場の廃止について

①大きなクラック（割れ目）の発生を確認。

…加えて、大熊町ハザードマップ（令和4年3月）によれば、中屋敷スクリーニング場立地場所は、土砂災害危険箇所とされている。

大熊町土砂災害危険区域図
(出所：大熊町ホームページ)

中屋敷スクリーニング場のクラックの状況



1. 中屋敷スクリーニング場の廃止について

②現地で業務従事者が足を滑らし転倒し、骨折する事故が発生。

…事故発生時、携帯電話で救急車を呼ぼうとするも電波状況が悪く、先方に内容（患者の状況、場所等）伝えられず、他のスクリーニング場から、救急車を手配。



中屋敷スクリーニング場内における実際の電波状況（携帯電話）
⇒アンテナがほとんど立たない

1. 中屋敷スクリーニング場の廃止について

⇒①及び②を踏まえ、国は、スクリーニング場としての安全性を中長期にわたって確保できないと判断し、住民の皆様々の安全を考慮した結果、令和4年度末（令和5年3月31日）をもって、中屋敷スクリーニング場を廃止。

※ 長塚・越田スクリーニング場等をご利用ください。



2. 特定復興再生拠点区域の避難指示解除に伴うバス立入受付の終了について

- ◆令和4年8月30日に特定復興再生拠点区域の避難指示が解除され、同区域に自宅のある住民においては自由に立入り、居住できることとなった。
- ◆そのため、対象住民は、一時立入りの手続を行う必要がなくなったことからバス立入りは、避難指示解除日をもって終了となるところ。
- ◆しかしながら、これまでバス立入りを利用されてきた住民の皆様への移行期間として、経過措置を実施する。

- ※1 経過措置として、対象住民は、避難指示解除後1年間（令和5年8月実施分まで）はコールセンターで受付し、バス立入りを利用できます。
- ※2 避難指示が解除されていない帰還困難区域にお住まいであった方は、引き続きコールセンターで受付し、バス立入りを利用できます。

3. 特定復興再生拠点区域の避難指示解除に伴う一時立ち入りコールセンターの受付の終了について

◆原子力災害現地対策本部の「帰還困難区域への一時立入り実施基準」により、住民一時立入りは「帰還困難区域に住居を有する者」として定め、コールセンターで受付してきた。

⇒避難指示解除に伴い、旧特定復興再生拠点区域内にお住まいであった方は、自宅への一時立入りにあたり、手続きを行う必要がなくなったことから、コールセンターによる受付は終了となる。他方、避難指示が解除されていない帰還困難区域に墓参等で一時立入りされる場合には、引き続き手続きが必要となり、この場合、町での受付となる。

※1 経過措置として、避難指示解除後1年間（令和5年8月31日まで）はコールセンターでも受付を行う予定です。

※2 避難指示が解除されていない帰還困難区域にお住まいであった方は引き続きコールセンターを利用できます。

4. 生活ごみの収集運搬について

- ◆旧特定復興再生拠点区域では環境省が生活ごみの収集運搬を実施。
 - …ごみ袋の指定及び収集日の指定は無く、分別方法も双葉地方広域市町村圏組合（以下、「組合」）のルールとは異なっている。
- ◆避難指示解除後 1 年後には組合によるごみの収集運搬を開始。
 - …旧特定復興再生拠点区域においては、令和5年9月1日から指定のごみ袋を使用し、組合が指定するカレンダーに従ったごみ出しが必要。
- ※1 令和2年3月に避難指示を解除済みの両竹・浜野行政区では、既に組合による生活ごみの収集運搬が開始しています。
- ※2 避難指示解除後 1 年間は組合のルール（収集日、分別方法）に準じたごみ出しを試行します。

5. 旧特定復興再生拠点区域での建物解体の申請について

- ◆旧特定復興再生拠点区域では、環境省が東日本大震災及び長期避難に伴い荒廃した家屋等の解体を行っています。解体を希望される方は、申請をお願いします。
 - ◆申請の受付は**令和5年8月31日まで**です。
 - ◆申請に必要な書類をそろえるのに時間を要する場合がありますので、ご関心がある方は、受付窓口にお早めにご相談ください。
- ※ 令和2年3月に避難指示解除した両竹・浜野行政区では、令和3年3月31日に受付終了しました。

解体申請受付窓口

高島テクノロジーセンター（環境省業務受託業者）

ところ：双葉町役場いわき支所（いわき市東田町二丁目19-4）内

連絡先：☎0120-773-275

受付時間：月曜日～金曜日（年末年始・祝日を除く）午前8時30分～午後5時15分

6. 特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域（中間貯蔵施設区域を除く）への帰還意向調査の状況について

- ◆8月26日から9月20日にかけて、震災発生時に住民登録されていた方のうち、帰還困難区域（中間貯蔵施設区域を除く）に土地又は建物を所有している方と、その方と同居されていた親族の方を対象に帰還意向調査を実施。
- ◆この調査は、国の「2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、避難指示解除の取組を進める」という方針を踏まえ、帰還に必要な箇所を除染を実施して避難指示解除を進めていくために実施しているもの。
- ◆今回の調査で終了ではなく、2020年代をかけて引き続き同様の調査を実施していく予定。

6. 特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域（中間貯蔵施設区域を除く）への帰還意向調査の状況について

意向調査票 世帯ごとの送付・回収状況及び概要（10月14日時点）		
	実績	備考
送付：発送数（部）	565	
世帯数（世帯）	410	
返送世帯数	206	
帰還希望あり	89	※1名以上が帰還希望ありの世帯数
帰還希望なし	44	※世帯全員が帰還希望なしの世帯数
保留	73	※帰還希望者0名かつ1名以上が保留の世帯数

※ 回答は随時受付中ですので、未回答の方はご回答をお願いします。